

さまの将来に向けて

私たちは いつまでもあなたらしい毎日をサポートします

○現在、障害福祉サービスをご利用の方は、介護保険サービスと障害福祉サービスの選択をすることができます。

○個別の状況に応じて、障害福祉サービス・介護保険サービスを組み合わせて利用することができます。

65歳

障害福祉固有のサービス

- 就労移行支援
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 自立訓練(生活訓練)
- 移動支援
- 重度訪問介護
- 同行援護・行動援護
- 共同生活援助

障害福祉サービス

障害福祉固有のサービス(そのまま)

- 就労移行支援
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 自立訓練(生活訓練)
- 移動支援
- 重度訪問介護
- 同行援護・行動援護
- 共同生活援助

介護保険に類似サービスあり

- 居宅介護
 - 生活介護
 - 自立訓練
 - 福祉型短期入所
 - 医療型短期入所
 - 補装具・日常生活用具給付
- ※個別の状況に応じて介護保険サービスを利用できる場合があります。

障害福祉に類似のサービスあり

- 訪問介護
 - 通所介護
 - 通所リハビリ
 - 短期入所生活介護
 - 短期入所療養介護
 - 福祉用具貸与・特定福祉用具販売
- ※個別の状況に応じ継続して障害福祉サービスを利用できません。

介護保険サービス

介護保険固有のサービス(新)

- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリ
- 居宅療養管理指導
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護



相談支援専門員



ケアマネジャー

説明者:

支援者の皆さまへ

障害福祉サービスを利用されている方の介護保険サービスの利用について

障害福祉サービスを利用している方が、65歳を迎え介護保険サービスを利用するに際して、様々な課題が顕在化しつつあります。65歳になるとサービスが利用できなくなってしまうのではないかと漠然とした不安を抱かれる方も多くいます。

当事者の方が65歳になる前に本人さん・家族の方に分かりやすく説明し、将来を安心して頂く事は、支援者にとって重要な役割と言えます。障害福祉サービスを利用されている方が、65歳を迎えるにあたってどのような介護保険サービスを利用する事になるのかを、分かりやすく裏面(当事者向け資料)にまとめています。個別のケースによって利用できるサービスや費用負担は異なります。裏面をコピーして、利用しているサービスに印を入れたり、事業所名を記入する等して、本人さん専用の説明資料としてご使用下さい。

朝来市社会福祉課・高年福祉課に個別のサービス利用についてご確認頂いた上で、本人さんへご説明下さい。

介護保険サービス利用までの流れについて

障害福祉サービス



相談支援専門員

- 障害福祉サービスの継続申請(年に1回)
- 「自分でできること」「支援が必要なこと」を確認をします。
- 支援者と介護保険サービス移行に向けた確認をします。

- 介護保険サービス移行にむけた調整介護保険に移行するサービス、継続して利用する障害福祉サービスの振り分けを行います。
- 障害福祉サービスの継続申請65歳以上になっても障害福祉サービスを利用する場合には必要となります。

64歳

65歳になる3か月前

65歳

介護保険サービス

- 利用者の状況によっては、3か月以上前から準備をはじめるともあります。
- 第2号被保険者の場合は、40歳到達の3か月前より65歳になる3か月前と同様の手続きを行います。



ケアマネジャー

- 介護保険の申請
 - ①訪問調査
調査員が自宅に伺い、利用者やご家族に対して調査します。
 - ②主治医意見書
主治医に意見書の記載依頼(受診が必要になる場合あり)1~2か月後介護認定が出ます。
- 介護保険利用に向けたプランの作成
今後の生活における希望や利用するサービス、月額負担額等についての確認を行います。

費用負担について

- 介護保険サービスを利用する場合、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために利用者負担(1割~3割)が新たに生じます。
- 一定の高齢障害者に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減(償還)できる仕組み「新高額障害福祉サービス等給付費」が設けられました。

【新高額障害福祉サービス等給付費 対象者】以下の全ての要件を満たすもの

- ・65歳に達するまで相当の長期間(5年以上)にわたり障害福祉サービスを受けていた障害者
- ・65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと
- ・65歳に達する日の前日において障害支援区分が区分2以上であること ・低所得者

問い合わせ先:朝来市 社会福祉課 079-672-6123
ふくし相談支援課 079-672-6125